

平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 (不特定多数の者対象)・(特定の者対象)開催要項

1 目的

平成24年度から施行される介護職員等によるたんの吸引等の制度化について、介護保険施設、障害児者施設及び居宅介護事業所等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2 実施主体

愛知県健康福祉部高齢福祉課・障害福祉課

3 実施機関（委託先）

介護職員に対する研修（不特定多数の者・特定の者）：愛知県老人福祉施設協議会
指導看護師の養成：（社団）愛知県看護協会

4 研修類型

I 不特定多数の者を対象とした研修

※不特定多数の者を対象とした研修とは…

あらゆる利用者に対して、**6種類（たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養））**又は**4種類（気管カニューレ内部のたん吸引、経鼻経管栄養を除く4種類）**の医療的ケアを実施できる介護職員を養成するための研修

① 日程・研修内容等

	日程	会場	研修内容
講義	全8日間 12月20日(火)・22日(木)・27日(火) 1月4日(水)・10日(火)・12日(木)・ 17日(火)・19日(木)	愛知県西三河総合庁舎 10階大会議室 (岡崎市明大寺本町1-4)	別表1-1のとおり
筆記試験	平成24年1月21日(土)	未定	講義の内容確認 50問・90分
演習	1月24日(火)・26日(木)・31日(火)・ 2月2日(木)のうちいずれか2日間	愛知県三の丸庁舎 8階大会議室 (名古屋市中区三の丸2-6-1)	別表1-2のとおり
実地研修	講義・筆記試験・演習終了後 (2月～3月)	原則、介護職員の勤務する施設で実施	別表1-3-1及び 1-3-2のとおり

※講義・演習とも、時間的には丸1日になる予定です。なお、筆記試験を受けるためには講義全てを受講する必要があります。

※詳細な日程等は、受講者決定通知時にお知らせします。

※演習の受講日についても主催者側で指定するものとし、受講者決定通知時に連絡することとします。

② 対 象 者

下記の施設等に勤務する介護職員とする。

○ 対象施設

介護保険の施設系サービス	①特別養護老人ホーム ②介護老人保健施設 ③特定施設入居者生活介護事業所 ④短期入所生活介護事業所 ⑤認知症対応型共同生活介護事業所
障害者（児）施設	①障害者支援施設（旧法による入所施設を含む） ②障害福祉サービス事業所（短期入所・共同生活介護・共同生活援助・重度障害者包括支援を行う事業所に限る。） ③障害児施設（入所施設にあつて医療機関を除く）

③ 定員

100名

※定員を超えた場合には、医行為の必要な利用者人数、医行為の種類等を考慮し、受講決定をするため、受講できないことがあります。受講の決定した介護職員については、施設あて11月30日（水）までに連絡します。（受講不可の場合は連絡しません。）

※6種類を希望する場合であっても、たん吸引等医行為の利用者の状況によって、4種類の研修になる場合があります。

④ 実地研修における指導看護師について

実地研修を介護職員が勤務する施設で行うこととするため、実地研修の際に指導する看護師（以下、指導看護師という。）が勤務施設において必要となります。

指導看護師になるための講習については、12月17日（土）に開催する予定となっておりますので、**勤務施設の看護師1名に受講していただく必要があります。**（詳細な日程等は、後日、愛知県看護協会からお知らせします。）

※臨床等の実務経験3年以上を有すること。

Ⅱ 特定の者を対象とした研修

※特定の者を対象とした研修とは…

在宅等において、特定の利用者に対して、特定の医療的ケアを実施できる介護職員を養成するための研修

例) Aさんに対して、胃ろうを実施できるようになることを希望する場合。

（＝Aさんに対する胃ろうを行うことに特化した実地研修を行うので、研修修了後、同じ胃ろうであってもAさん以外のBさんに対しては実施できない。）

① 日程・研修内容等

	日程	会場	研修内容
講義・演習 ・筆記試験	1月13日（金）・20日（金）	愛知県三の丸庁舎 8階大会議室 （名古屋市中区三の丸2-6-1）	別表2-1とおりのり
実地研修	講義・筆記試験・演習終了後（2月～3月）	特定の者の居宅で実施	別表2-2のとおり

② 対象者

下記の事業所に勤務する介護職員

介護保険の在宅系サービス	①訪問介護事業所
障害福祉サービス	①居宅介護事業所 ②重度訪問介護事業所

③ 定員

50名

※定員を超えた場合には、受講できないことがあります。受講の決定した介護職員については、事業所あて11月30日（水）までに連絡します。

④ 実地研修の指導看護師について

実地研修については、特定の者の居宅で行うことになるため、実地研修の際に指導する看護師（以下、指導看護師という。）が必要となりますので、**申込の際には、特定の者が利用する訪問看護事業所等と調整してください。**

指導看護師になるための講習については、1月11日（水）に開催する予定となっておりますので、利用する事業所等の看護師1名に受講していただく必要があります。

（詳細な日程等は、後日、愛知県看護協会からお知らせします。）

※各指導看護師が所属する事業所毎に老施協と委託契約を結んでいただきます。

以下、不特定・特定共通事項

5 参加申込

別紙参加申込書により、11月22日（火）までに、介護職員と看護職員をセットでFAXにて申し込むこと。

参加申込後変更が発生した場合は、速やかに愛知県老施協事務局へ連絡してください。

※応募する際には、施設及び事業所にあつては、別添の「実地研修を行うにあたって必要と考えられる条件」を満たすことが必要になりますので参照してください。

※定員を超える場合受講できないことがあります。施設等においては、受講が決定した場合に受講希望の介護職員、看護職員が研修に参加できるよう勤務シフト等の面で御配慮を予めいただきますようお願いいたします。

6 その他

- ・ 全カリキュラムを受講し、かつ筆記試験に合格した者に対し、修了証明書を発行します。
- ・ 研修会講師は厚生労働省が開催した指導者講習（H23.10.15～16）の受講生が行います。
- ・ 当日のキャンセルや追加申し込みは不可。
- ・ 受講経費及びテキスト代は無料です。なお、旅費、滞在費等は受講者負担でお願いします。
- ・ 昼食は各自手配してください。
- ・ 会場へは公共交通機関を利用してください。

7 連絡先

〒480-1131 愛知県長久手町大字長湫字根嶽29-1

愛知県老人福祉施設協議会 事務局

T E L 0561-61-0294

F A X 0561-61-0299

別表１－１ 基本研修（講義）の内容及び時間数（不特定研修）

大項目	中項目	時間
1 人間と社会		
	1) 個人の尊厳と自立	0.5
	2) 医療の倫理	0.5
	3) 利用者や家族の気持ちの理解	0.5
2 保健医療制度とチーム医療		
	1) 保健医療に関する制度	1.0
	2) 医行為に関係する法律	0.5
	3) チーム医療と介護職員との連携	0.5
3 安全な療養生活		
	1) たんの吸引や経管栄養の安全な実施	2.0
	2) 救急蘇生法	2.0
4 清潔保持と感染予防		
	1) 感染予防	0.5
	2) 職員の感染予防	0.5
	3) 療養環境の清潔、消毒法	0.5
	4) 滅菌と消毒	1.0
5 健康状態の把握		
	1) 身体・精神の健康	1.0
	2) 健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5
	3) 急変状態について	0.5
6 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論		
	1) 呼吸のしくみとはたらき	1.5
	2) いつもと違う呼吸状態	1.0
	3) たんの吸引とは	1.0
	4) 人工呼吸器と吸引	2.0
	5) 子どもの吸引について	1.0
	6) 吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	7) 呼吸器系の感染と予防（吸引に関連して）	1.0
	8) たんの吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0
	9) 急変・事故発生時の対応と事前対策	2.0
7 高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」実施手順解説		
	1) たんの吸引で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2) 吸引の技術と留意点	5.0
	3) たんの吸引に伴うケア	1.0
	4) 報告及び記録	1.0
8 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論		
	1) 消化器系のしくみとはたらき	1.5
	2) 消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0
	3) 経管栄養法とは	1.0
	4) 注入する内容に関する知識	1.0
	5) 経管栄養実施上の留意点	1.0
	6) 子どもの経管栄養について	1.0
	7) 経管栄養に関係する感染と予防	1.0
	8) 経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5
	9) 経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0
	10) 急変・事故発生時の対応と事前対策	1.0
9 高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説		
	1) 経管栄養で用いる器具・器材とそのしくみ、清潔の保持	1.0
	2) 経管栄養の技術と留意点	5.0
	3) 経管栄養に必要なケア	1.0
	4) 報告及び記録	1.0
合計講義時間数		50

1－2 基本研修（演習）の内容及び回数（不特定研修）

ケア等の種類		実施回数
たんの吸引	口腔内吸引	5 回以上
	鼻腔内吸引	5 回以上
	気管カニューレ内部	5 回以上
経管栄養	胃ろう又は腸ろう	5 回以上
	経鼻経管栄養	5 回以上
救急蘇生法		1 回以上

実地研修の内容及び回数

1－3－1

ケアの種類	実施回数
口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
気管カニューレ内部のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上
経鼻経管栄養	20 回以上

人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合には、別途実地研修を行う。

1－3－2

ケアの種類	実施回数
口腔内のたんの吸引	10 回以上
鼻腔内のたんの吸引	20 回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20 回以上

別表 2－1

基本研修（講義）の内容及び時間数（特定研修）

科目	中項目	時間数
重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	・ 障害者自立支援法と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害児・者等の地域生活等	2
喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 人工呼吸器に係る緊急時対応 ・ 喀痰吸引概説 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点 等	3
	・ 健康状態の把握 ・ 食と排泄（消化）について ・ 経管栄養概説 ・ 胃ろう（腸ろう）と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点 等	3
喀痰吸引等に関する演習	・ 喀痰吸引（口腔内） ・ 喀痰吸引（鼻腔内） ・ 喀痰吸引（気管カニューレ内部） ・ 経管栄養（胃ろう・腸ろう） ・ 経管栄養（経鼻）	1

※ 演習（シミュレーター演習）については、当該行為のイメージをつかむこと（手順の確認等）を目的とし、評価は行わない。実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場等において、指導看護師や経験のある介護職員が行う喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って演習（現場演習）を実施し、プロセスの評価を行う。

2－2 実地研修（特定研修）

口腔内のたんの吸引	指導看護師による評価（所定の判断基準）により、問題ないと判断されるまで実施。 ※評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。
鼻腔内のたんの吸引	
気管カニューレ内部のたんの吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

別添

実地研修を行うにあたって必要と考えられる条件

【不特定多数の者を対象とした研修】

以下の要件を満たす施設でできる限り行うこととする。

- (1) 利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と当該施設の組織的対応について施設長から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師の指導の下、実地研修を受けている介護職員が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。
- (2) 医療関係者による的確な医学管理
 - ① 配置医又は実施施設と連携している医師から指導看護師に対し、書面による必要な指示があること。
 - ② 指導看護師の指導の下、介護職員が実習を行うこと。
 - ③ 配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。
- (3) たんの吸引等の水準の確保
 - ① 実地研修においては、指導者講習を受けた臨床等で実務経験3年以上の指導看護師が介護職員を指導する。
 - ② 介護職員は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であること。
 - ③ たんの吸引等の行為については、医師に承認された介護職員が指導看護師の指導の下、承認された行為について行うこと。
 - ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。
- (4) 施設における体制整備
 - ① 実施施設の施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で、関係者からなる安全委員会が設置されていること。
 - ② 利用者の健康状態について、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、主治医（別途主治医がいる場合に限る。）、指導看護師、介護職員等が情報交換を行い、連携を図れる体制の整備がなされていること。
 - ③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。
 - ④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。
 - ⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、施設長、配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。
 - ⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に配置医又は実施施設と連携している医師、指導看護師との連絡体制が構築されていること。
 - ⑦ 施設内感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。
 - ⑧ 施設又は事業所の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
 - ⑨ 有料老人ホーム、グループホーム、障害者（児）施設等においては、常勤の看護師の配置又は医療連携体制加算をとっていること。
- (5) 地域における体制整備
医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(6) その他

- ① 実地研修を受ける介護職員を受け入れる場合、実地研修の場において介護職員を指導する指導看護師について、介護職員数名につき、1人以上の配置が可能であること。
- ② 過去5年以内に、愛知県から介護保険法第91条の2に基づく勧告、命令及び第92条に基づく指定の効力の停止（障害者自立支援法、児童福祉法等による同様の勧告等を含む）を受けたことがないこと。
- ③ たんの吸引及び経管栄養の対象となる者が適当数入所又はサービスを利用していること。

【特定の者を対象とした研修】

実地研修の対象となる事業所の要件については、以下のとおりとする。

(1) 利用者の同意

利用者（利用者に同意する能力がない場合にはその家族等）が、たんの吸引等の実地研修の実施と介護職員、利用者のかかりつけ医等の医師、訪問看護事業所等との連携対応について訪問介護事業所等から説明を受け、それを理解した上で、指導看護師等の指導の下、実地研修を受けている介護職員が当該行為について実習を行うことについて書面により同意していること。

(2) 医療関係者による的確な医学管理

- ① 利用者のかかりつけ医等の医師から指導看護師等に対し、書面による必要な指示があること。
- ② 家族、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、保健所の保健師、介護職員等利用者の在宅療養に関わる者は、それぞれの役割や連携体制などの状況を把握・確認の上、実習を行うこと。
- ③ 利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、たんの吸引等が必要な利用者ごとに、個別具体的な計画が整備されていること。

(3) たんの吸引等の水準の確保

- ① 実地研修においては、指導看護師等が介護職員等を指導する。
- ② 介護職員は基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成した者であって、現場演習における評価基準を満たした者であること。
- ③ たんの吸引等については、利用者のかかりつけ医等の医師に承認された介護職員が、指導看護師等の指導の下、承認された行為について行うこと。
- ④ 当該利用者に関するたんの吸引等について、利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等及び介護職員等の参加の下、技術の手順書が整備されていること。
- ⑤ 医師、看護師等と連携した経験のある介護職員等が、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等の指示の下、指導の補助を行うことができる。

(4) 体制整備

- ① たんの吸引等を実施する事業者は、安全の確保のための体制の整備を行うため、利用者ごとに医療関係者を含めた定期的なケア・カンファレンスを実施するなど、訪問看護事業所等との連携による安全確保体制を整備しておくこと。
- ② 適切な医学的管理の下で、当該利用者に対して適切な診療や訪問看護の体制がとられていることを原則とし、当該介護職員は、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等の指導の下で、家族、利用者のかかりつけ医等の医師及び指導看護師等との間において、同行訪問や連絡・相談・報告などを通じて連携を図れる体制の

整備がなされていること。

③ たんの吸引等に関し、一般的な技術の手順書が整備されていること。

④ 指示書や指導助言の記録、実施の記録が作成され、適切に管理・保管されていること。

⑤ ヒヤリハット事例の蓄積・分析など、たんの吸引等を実施する事業者や利用者のかかりつけ医等の医師、指導看護師等、介護職員等の参加の下で、実施体制の評価、検証を行うこと。

⑥ 緊急時の対応の手順があらかじめ定められ、その訓練が定期的になされているとともに、夜間をはじめ緊急時に利用者のかかりつけ医等の医師・指導看護師等との連絡体制が構築されていること。

⑦ 感染の予防等、安全・衛生面の管理に十分留意すること。

(5) 地域における体制整備

医療機関、保健所、消防署等、地域の関係機関との日頃からの連絡支援体制が整備されていること。

(6) その他

① 実地研修を実施する際、実地研修の場において指導看護師等を、介護職員数名につき、1人以上の派遣が可能であること。

② 指導看護師等は、指導者養成のための講習又は学習を修了した者か、それと同等と認められた者であること。

③ 指導看護師等による指導、確認を初回及び状態変化時に行い、初回及び状態変化時以外の時は、定期的に指導看護師等による指導、確認を行うこととし、医師・看護師等と連携した本人・家族又は経験のある介護職員等が実地研修の指導の補助をすることも可能とする。

【参考事項】

- 1 本研修を修了した介護職員が勤務先の施設等でたんの吸引等を実施するには、施設等も特定行為事業者として県に登録する必要があります。事業者登録がなされない場合は、医療的ケアは実施できないので留意してください。申請に関する手続きは、国から申請様式等の通知が示された段階で別途お知らせします。
- 2 これまで、**医政局長通知に基づき、医療的ケアを行うことが許容されている介護職員については、県に認定特定行為業務従事者の申請を行うことにより、これまで許容されていた部分について、改めて研修を受けなくても、引続きたん吸引等の行為を行うことができます。**申請に関する手続きは、国から申請様式等の通知が示された段階でお知らせします。

※容認されていない行為を今後実施することを希望する場合は、研修を受講する必要があります。

(例) 居宅の場合、たんの吸引は容認されているが、経管栄養を実施できるようにしたい場合。

※経過措置対象については、下記のとおり。

《経過措置対象範囲》

【対象範囲】

- ALS患者の在宅療養の支援について(H150717 医政発第 0717001 号) (①)
- 盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて(H161020 医政発第 1020008 号) (②)
- 在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて(H170324 医政発第 0324006 号) (①)
- 特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて(H220401 医政発第 0401 第 17 号) (③)

【実質的違法性阻却の範囲・条件等】

			①	②	③
対象範囲	たんの吸引	口腔内	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)	○ (咽頭の手前までを限度)
		鼻腔	○	○	—
		気管カニューレ内部	○	—	—
	経管栄養	胃ろう	—	○ (胃ろうの状態確認は看護師)	○ (胃ろうの状態確認・チューブ接続・注入開始は看護職)
		腸ろう	—	○ (腸ろうの状態確認は看護師)	—
		経鼻	—	○ (チューブ挿入状態の確認は看護師)	—
	①本人との同意		・患者が、方法を習得した家族以外の者に依頼し、当該者が行うことについて文書による同意(ヘルパー個人が同意) ・ホームヘルパー業務と位置づけられていない	・保護者が、学校に依頼し、学校の組織的対応を理解の上、教員が行うことについて書面による同意 ・主治医が、学校の組織的対応を理解の上、書面による同意	・入所者(入所者に同意する能力がない場合にはその家族等)が、施設に依頼し、施設の組織的対応を施設長から説明を受け、それを理解の上、介護職員が行うことについて書面による同意
	②医療関係者による的確な医学的管理		・かかりつけ医、訪問看護職員による定期的な診療、訪問看護	・主治医から看護師に対する書面による指示 ・看護師の具体的指示の下で実施 ・在校時は看護師が校内に常駐 ・保護者、主治医、看護師、教員の参加下で、個別具体的な計画の整備	・配置医から看護職員に対する書面による指示 ・看護職員の指示の下で実施 ・配置医、看護職員、介護職員の参加の下、個別具体的な計画の整備
	③医行為の水準の確保		・かかりつけ医、訪問看護職員による家族以外の者への技術指導 ・かかりつけ医、訪問看護職員との間において同行訪問や連絡・相談・報告などにより手技を確認	・看護師及び教員が研修を受講 ・主治医による担当教員、実施範囲の特定 ・マニュアルの整備	・看護師及び介護職員が研修を受講 ・配置医による担当介護職員・実施範囲の特定 ・マニュアルの整備
	④施設・地域の体制整備		・緊急時の家族、かかりつけ医、訪問看護職員、家族以外の者等の間の連絡・支援体制の確保	・学校長の統括の下、関係者からなる校内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管	・施設長の統括の下、関係者からなる施設内委員会の設置 ・指示書、実施記録の作成・保管